

公費解体における上下水道設備 について（ご注意）



1. 現場着手の5営業日前までに開栓の届出をお願いします。また、解体作業後、閉栓の届出をお願いします。メーターの位置、メーター番号を事前に確認してください。開栓、閉栓ともに届出は電子申請で行ってください。
2. 開栓中の水道であった場合、解体業者様からの開栓は受付できません。解体業者様から現在の所有者様へ閉栓の手続きをお願いしてください。所有者様の閉栓手続き後に、再度開栓手続きをしてください。
※事前に所有者様にご確認いただくとスムーズに手続きができます。
(所有者様からの電話受付可：七尾市上下水道料金お客さまセンターTEL0767-53-8431)
3. 解体作業中に給水管を破損した場合、修理費用は解体業者様の負担となります。破損した場合は、
 - ①速やかに七尾市指定給水装置工事業者（裏面に記載）に修理を依頼し、「メーター番号」と「修理業者名」を下記まで連絡してください。
 - ②修理が終わったら再度、報告してください。
(連絡・報告先：七尾市上下水道課水道グループ TEL0767-53-8432)

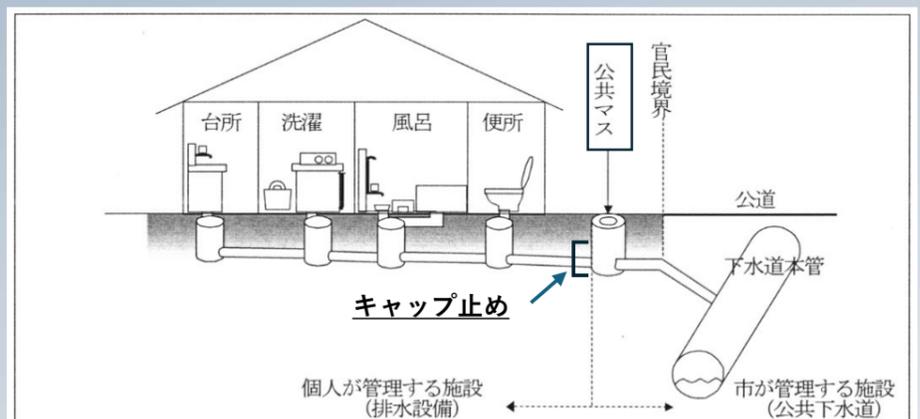
◎メーター器は、七尾市水道事業の財産です。設置場所から移動させないでください。メーター器を移動したり、破損した場合はその代金を弁償していただきます。

◎また、メーターボックスは所有者様の財産です。破損した場合、所有者様にご相談ください。

4. 公共汚水ますは、市の管理物となります。破損、撤去してしまった場合は、修理費用を負担していただくことがありますので注意してしてください。

また、排水設備を撤去する際は、雨水や土砂が下水道に入り込まないようにキャップ止めをお願いします。

(土のう等では不十分です)



<お問合せ先>

《上下水道料金・開栓・閉栓に関すること》

上下水道料金お客さまセンター

TEL：0767-53-8431

FAX：0767-52-5109

七尾市神明町1番地（ミナ.クル2階）

受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の

12月29日～1月3日は除く）



《水道工事に関すること》

七尾市建設部上下水道課 水道グループ

TEL：0767-53-8432

《下水道工事に関すること》

七尾市建設部上下水道課 下水道グループ

TEL：0767-53-1972

七尾市袖ヶ江町イ部25番地（本庁舎1階）

受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の12月29日～1月3日は除く）